

Web3 University(Web3を学ぶ) : Uステージ
14:30pm - 14:55pm

企業がWeb3に参入する際に知っておくべき 法規制と論点



2022年12月14日
創・佐藤法律事務所
弁護士 齋藤創

自己紹介

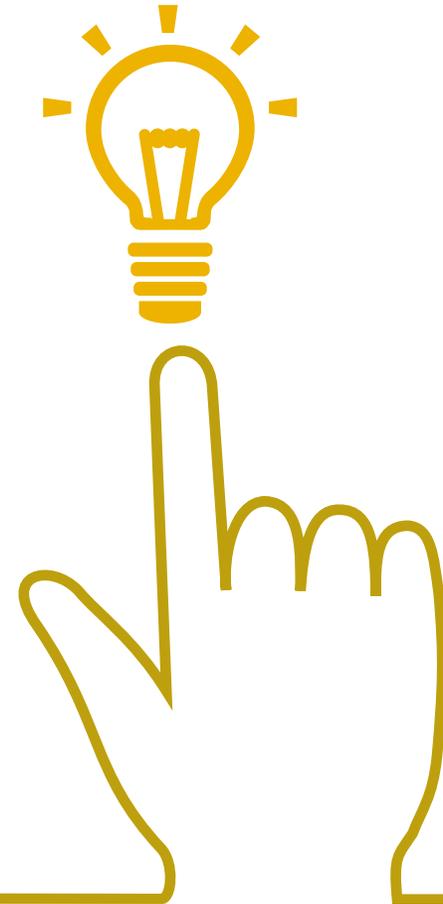
西村あさひ法律事務所にて弁護士として16年間、証券化、デリバティブ、ファンドなどの金融を中心に従事。
2013年夏にBitcoinにであう。2015年に独立、現在はWeb3(暗号資産、NFT、ブロックチェーンゲーム、DeFiなど)、IEO、
ファンド、メタバース、その他テックに関連する案件に關与している。



- 弁護士 / NY州弁護士
- 東京大学法学部 / NY大学ロースクールLLM卒
- Metaverse Japan 監事
- 日本ブロックチェーン協会 顧問
- 日本STO協会 監事
- FinTech協会キャピタルマーケット分科会事務局
- DeFi協会顧問
- 元西村あさひ法律事務所 / Debevoise & Plimpton(NY)勤務
- 元bitFlyer 社外取締役
- 海外のChambers and Partners、Best Lawyers、Legal500などでFinTech弁護士として選ばれる

参入企業

- スタートアップが参入
- 中堅企業（非上場企業）が参入
- 大企業（上場企業）が参入



考えられる参入分野



- ① NFT(ブロックチェーンゲームを含む)
- ② 自社トークン発行
- ③ Web3スタートアップへの投資(エクイティ、SAFT)
- ④ 取引所の運営
- ⑤ STOの発行・組成・販売
- ⑥ クリプトファンドの組成・販売
- ⑦ ステ이블コインの発行・組成・販売
- ⑧ ノードになる
- ⑨ 暗号資産の購入、ステーキング

規制があることがハッキリしているもの

下記は規制があることがはっきりしているので、今回はあまり話さない

④取引所の運営

取引所 運営に暗号資産交換業の登録が必要

⑤STOの発行・組成・販売

STO 販売には原則として第一種金商業が必要(発行体になって、一種金商業者に販売委託の場合、ライセンスは不要)

⑥クリプトファンドの組成・販売

クリプトファンド 販売には原則として第二種金商業が必要(トークン化した場合には第一種金商業)

⑦ステーブルコインの発行・組成・販売

ステーブルコイン 発行に銀行業、資金決済業、信託業などの免許・登録が必要



規制がないことがハッキリしているもの

⑧ノードになる

⑨暗号資産の購入、(投資家として)ステーキング

その他、単なる投資家としての参入

- なお、暗号資産の購入を日本で登録を受けていない海外ExchangeやDEXでして良いか聞かれることがある
- 暗号資産の購入に関し会計処理、税務処理は別途問題となる



NFT

一番よく聞かれる



本当にノンファンジブルであれば(決済手段として使えないようであれば)、暗号資産には該当しない
配当があると有価証券(金商法)

NFTの裏付のアートなどの著作権

実物資産を裏付けとするNFTの場合、実物資産についての規制

NFTの会計処理、税務処理？



ブロックチェーンゲーム



ランダム販売 賭博罪が問題となっていたが、東大の橋爪教授が意見書、業界団体がガイドラインを出し、一定程度、解決(全てのランダム販売が問題ない訳ではない)

合成 賭博罪が問題。理論的にはランダム販売と同様になるはずだが、ガイドラインがないので、より慎重に

おまけの交付には景表法

自社トークン発行



トークン発行を行う場合、日本ではIEO、暗号資産交換業者を通じて販売
海外(BVIなど)の法人を作り、そこから販売

日本のIEOは難しいと言われていたが、最近では事例も出てきて選択肢の一つ

海外の場合、どこに発行体を作るか

- ・ 期末時価評価課税問題
- ・ 上場企業の会計処理問題

Web3スタートアップへの投資(エクイティ、SAFT)

株式への投資は通常の投資と同様

SAFT=Simple Agreement for Future Tokens
将来、発行されるトークンを渡して貰うこと

- 暗号資産かファンドに該当
- 日本居住者を勧誘して発行する場合、発行体は暗号資産交換業かファンド業
- 日本の会社が投資して良い？投資家側には規制ない。勧誘を受けていないという整理？



創・佐藤法律事務所のHPでは、Web3に関して、
多数の論考を発表しています。

<https://innovationlaw.jp/articles/>



本件に関してご質問、ご相談がある場合は、以下までご連絡下さい。

齋藤 創

住所 〒107-0052
東京都港区赤坂7-9-4 Akasaka Vetoro 4F

電話 03-5545-1820

E-mail s.saito@innovationlaw.jp

